

Voters

特集

新科目「公共」を考える

- ▶ 新科目「公共」と主権者教育 小玉 重夫(東京大学) 4
- ▶ 新科目「公共」の実施を見据えた授業開発の方向性 橋本 康弘(福井大学) 7
- ▶ 「公共」に期待されるもの 井柳 美紀(静岡大学) 10
- ▶ 「公共」を基にした選挙出前授業 藤井 剛(明治大学) 13

巻頭言 有権者から見た日本の投票環境
大西 裕(神戸大学) 3

- 明推協リレーコラム
▶ 「選挙啓発に特効薬はない!」
松浦 宏之(山形県明るい選挙推進協議会) 16
- ▶ コラム「コロナ以後を展望して」
佐々木 毅(明るい選挙推進協会) 17
- ▶ 「出前模擬選挙をふりかえる」
谷口 孝彦(品川区明るい選挙推進協議会) 18
- ▶ イギリスのシティズンシップ教育(最終回)
「シティズンシップ教育はどう実践されたか」
北山 夕華(大阪大学) 20
- ▶ 「若い有権者の政治・選挙に関する意識調査」 22
- ▶ 海外の選挙事情「スイスの政治システム」 24
- ▶ 情報フラッシュ 25



公益財団法人 明るい選挙推進協会

本誌は、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。





川端 恋斗さん
青森県 むつ市立第三田名部小学校2年



鈴木 舞桜さん
埼玉県 川口市立飯塚小学校6年



矢筈原 愛華さん
愛知県 一宮市立北方小学校4年



安次 嶺 こころさん
沖縄県 中頭郡読谷村立古堅南小学校5年



菅 紗彩さん
福井県 福井市灯明寺中学校1年



志比田 麗さん
兵庫県 加古川市立氷丘中学校2年



西原 あかりさん
東京都 台東区立忍岡中学校3年



館洞 百音さん
秋田県 県立秋田南高等学校1年

有権者から見た日本の投票環境

神戸大学大学院法学研究科教授 大西 裕



国政選挙にせよ、地方選挙にせよ、日本の投票率は以前に比べると低下している。投票率の低下は、長期的には民主主義体制の正統性を脅かすので、望ましいことではない。

投票率は、選挙管理においても重要視されており、全国の多くの選挙管理委員会が常時啓発、臨時啓発に取り組んでいる。しかし、投票率はなかなか高くない。その理由の解明は投票行動研究者ではない私にはできないが、今回は投票環境について考えてみよう。というのも、投票所が不便であるなど、投票環境が悪ければ投票に関するコストが高まり投票率は低くなると考えられるからだ。

この点から見ると、投票環境は二つに分けて考えられる。一つは選挙情報収集の容易さであり、もう一つは投票便宜である。両者とも、選挙管理制度によって規定されている面がある。前者であれば、選挙運動期間や、戸別訪問、インターネット選挙などは規制、ないし禁止されているが、その程度により有権者にとって情報収集のコストは変わる。後者では期日前投票期間、投票時間などの長さや、在外投票、郵便投票、電子投票などが利用できるか否かが投票のしやすさに影響する。

投票環境をめぐる制度の在り方を、人々はどのように考えているのだろうか。私たちの研究グループは、選挙管理委員会事務局職員と有権者に対して、この点を尋ねる調査を、それぞれ2017年(第2回全国市区町村選管事務局調査)と2018年(544回全国NOS調査)に行った。調査結果は興味深いもので、両者とも投票便宜を拡大する新しい制度導入には賛成だが、投票期間など既存の制度については大きな差が見られた。例えば、電子投票の導入にはいずれも賛成(どちらかというとな賛成を含む、次も同じ)が、選管職員、有権者と順に、

43.6%、48.9%であり、郵便投票の要件緩和には、それぞれ62%、62.9%が賛成である。他方、投票時間には選管職員は53.7%が短縮支持なのに、有権者は6.8%に過ぎない。期日前投票期間もそれぞれ47.1%、4.6%であり、選挙運動期間についても、それぞれ46.3%、23.3%と顕著な差がある。

選管職員が投票便宜拡大に慎重な姿勢が見られたとしても、それ自体は不思議ではない。投票便宜を拡大させようとするれば、その分コストがかかる。人的資源も予算も限られる中、選挙管理の当事者である彼ら彼女らはこの点を意識せざるを得ないであろう。投票時間などに見られる短縮志向は、現場の担当者へのしかかっている負担の表れともいえる。

私が興味深く感じたのは、にもかかわらず選管職員も新しい制度導入には積極的で、有権者と変わらないという点である。有権者は、電子投票や郵便投票の要件緩和など、より投票のコストを下げる方法があることも、諸外国では使われていることも知っている。なぜ日本ではダメなのだと意識していたとしても不思議ではない。この点は選管職員も同じ考えなのかもしれない。

投票時間の延長や期日前投票は、投票率上昇に貢献しているであろう。しかし、人手や予算に依存した手法では、いずれ現場が疲弊してしまう。二つの調査から私が読み取るのは、制度の在り方を根本から考えてみませんか、という投票環境をめぐる人々の思いである。

おおにし ゆたか 1965年生まれ。京都大学大学院法学研究科修士課程修了。博士(法学)。専門は行政学、比較政治学。主著に『先進国・韓国の憂鬱』(中公新書、2014年)、『選挙ガバナンスの実態 日本編』(編著、ミネルヴァ書房、2018年)等。

新科目「公共」と主権者教育

東京大学大学院教育学研究科教授 小玉 重夫



「公共」の新設の背景

「公共」は、「現代社会」の廃止に伴い、新学習指導要領のもと新たに設けられた科目である。選挙権年齢を「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げる改正公職選挙法が、2015年6月17日に成立した。そうした選挙権年齢の18歳以上への引下げに伴う主権者教育の必要性が高まっている。「公共」は、そのためのコアとなるべき科目である。その背景について、以下で概観しておきたい。

文部科学省では、1969年の文部省初等中等教育局長通達「高等学校における政治的教養と政治的活動について」(以下「69年通達」)を2015年10月に廃止し、新たに「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」(通知)を出した(以下「2015年通知」)。

69年通達では、政治活動については、生徒は未成年者であって、国家・社会は未成年者が政治的な活動を行うことを「期待していない」し、むしろ行わないよう要請するとしていた。また、政治教育については、生々しい論争的問題を含む「具体的な政治的事象については取扱いに留意すべき」とされていた。

これに対して、2015年通知では、政治活動については、「18歳以上」の高校等の生徒が有権者になったことを受け、「高等学校等の生徒が、国家・社会の形成に主体的に参画していくことがより一層期待される」となった。つまり、69年通達では「期待されない」だったのが、2015年

通知で「期待される」に転換したのである。

また、政治教育は、69年通達で「取扱に留意すべき」とされていた現実の具体的な政治的事象についても、「生徒が国民投票の投票権や選挙権を有する者として自らの判断で権利を行使することができるよう、具体的かつ実践的な指導を行うことが重要です」というように、「取扱注意事項」から「重要事項」へと位置づけが変わった。

以上のように、政治的活動についても政治教育についても、69年通達からは大きく転換したという点が、2015年通知の原則をなしている。この原則に則って、積極的に生徒を政治的な主体として位置付けることが学校に求められているという点が、2015年通知の重要なポイントである(小玉 2016)。

筆者が委員長を務めた日本学術会議の分科会は、この2015年通知を「高校生の政治活動を禁止していたそれまでの立場を転換し、高校生を政治的主体として位置づけ、形骸化してきた高校での政治教育を活性化させる可能性を拓くもの」として評価し、その上で、「高校生が自治的活動のなかで政治問題を考えることや、教師がそうした活動を指導する政治教育が、過度の制限や禁止事項によって萎縮させられることのないようにすべきである」とし、「そのためにも重要なのが、高校の公民科に政治的リテラシーをコアとした市民性の涵養を行う新科目を設置すること」であると、提言した(日本学術会議 2016)。

「公共」の特徴

以上のような背景を受けて、高等学校の公民科は新しく再編され、前回の学習指導要領においては「公民のうち『現代社会』または『倫理』『政治・経済』のいずれかが必修」となっていたのに対して、今回の学習指導要領では「公民のうち『公共』は必修」となった。

公民自体の目標もかわり、前回の学習指導要領では公民科の目標は、「広い視野に立って、現代の社会について主体的に考察させ、理解を深めさせるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を育て、平和で民主的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う」とされていた。

これに対して、現行学習指導要領では、公民科の目標は、「社会的な見方・考え方を働かせ、現代の諸課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力を次のとおり育成することを目指す。」となっている。

すなわちここでは、前回の学習指導要領にはなかった、三つの点が特徴として加わっている。第一は、「課題を追究したり解決したりする活動」という、いわばアクティブラーニングの視点が加わっている点である。第二は、「グローバル化」という用語が加わっている点である。第三は、「主体」という概念が強調されている点である。

さらに、「公共」の学習指導要領においては、「指導のねらいを明確にした上で、現実の具体的な社会的事象等を扱ったり、模擬的な活動を行ったりすること」と明記されるなど、2015年通知でも推奨されている具体的な社会的事象を取り扱うことの重要性が盛り込まれている。これは「現代社会」にはなかった、「公共」に固有の

特徴である(文部科学省 2018)。

以上の公民科およびその中での「公共」の諸特徴をふまえれば、新科目「公共」は前節で述べたような背景のもとで、高校生の政治的主体化を促すような科目たるべく創設されたということを確認しておくことが、主権者教育の観点からはきわめて重要である。

主権者教育推進会議の提起：具体的な政治的事象を扱うということ

以上のような「公共」の特徴をふまえるならば、主権者教育の観点から特に重要なのは、そこで、ナマの政治、すなわち具体的な政治的事象を扱うことができるかどうかという点にある。この点と関わって、筆者も委員を務めた文部科学省の主権者教育推進会議最終報告書では、きわめて重要な指摘を行っている。

すなわち、同報告書では文部科学省が2019年度に高等学校等を対象に行った「主権者教育(政治的教養の教育)実施状況調査」をふまえ、「調査実施年度に第3学年に在籍する生徒に対して主権者教育を実施したと回答した割合が全体の95.6%を占めるなど、その取組の充実が認められる一方、取組の内容を見ると、平成27年(2015年：筆者注)通知で示した「現実の政治的事象についての話し合い活動」に取り組んだ割合が3割強(34.4%)」にとどまっていることを指摘し、このような現実の具体的な政治的事象を扱うことの弱さという現状が、「主権者教育を推進する上での課題の重大さを示すものである」と分析している。そして、「このような実態を乗り越え、各学校において、現実の具体的な政治的事象を扱った授業の展開を推進する」ことの必要性を説き、特に、「ともすれば政治的中立性を過度に意識するあまり教師が指導に躊躇する現状」を克服することが重要であると述べている(文部科学省 2021)。

この主権者教育推進会議報告書の指摘にもあるように、新科目「公共」が主権者教育を担う科

目になるかどうかの分岐点は、ナマの政治、すなわち、「現実の具体的な政治的事象を扱った授業の展開を推進する」こと、そのために、「政治的中立性を過度に意識するあまり教師が指導に躊躇する現状」を克服することにこそ、あるということができよう。

中立性のとらえ直し：教師の権力を遂行中断する

前述の報告書では、「現実の具体的な政治的事象を扱った授業の展開を推進する」ための方策として、「正解主義」からの脱却や、NPO等外部機関との連携、教材の開発などを挙げているが、特にその際の鍵となるのは、論争的問題の取り扱いであろう。

2015年通知にもあるように、「一般に政治は意見や信念、利害の対立状況から発生するもの」である以上、対立や論争と向かい合うという点こそが、具体的な政治的事象を取り上げることの意義となる。従来ともすれば、この点が教育現場では忌避されてきた傾向があることが、前述の文科省の調査からもうかがえる。そこで最大のネックとなってきたのは、政治的中立性の要請という点であった。

しかし、教育基本法第14条にもあるように、そもそも政治的中立性の確保が要請されるのは、政治教育を行わないためではなく、政治教育を推進するためであったことが想起されるべきである。つまりそこでの中立性とは、論争や対立を回避したりあるいはいずれかの立場に立ったりすることではなく、それと正面から向き合うことを意味している。つまりここでの中立性とは、対立や論争に対して超越的な、あるいは無関係な立場に立つということではなく、自分の意見や立場を持ちつつも、それとは異なる意見や対立する意見を理解し、議論することを通して、自分の意見を批判的に相対化していくこと、そして教師が、そうした相対化を促す存在になるということである。

ガート・ビースタはそれを「中断の教育」とよぶ。「中断の教育」において教師が発する問いは、正解主義へと誘導する問いであってはならず、むしろ迷わせ、混乱させるような問いである必要がある。このような中断の教育が可能になるためには、教師は自らの権力の遂行をいったん中断して、自らの「教える」という立場を宙吊りにしつつ、教室や学校を論争的な対話空間に組み替えていくことが求められる(小玉2016、ビースタ 2021)。つまり、教師が教師であることを遂行中断することによって教師としてのアイデンティティを自ら定義直し、そうすることによって、学校で政治が議論できるような文化を創り出していくことが要請されるのだ。

教室や学校を論争的な対話空間に組み替えていくことによってこそ、「公共」の扉は開かれるのである。

<参考文献>

- ・小玉重夫 2016 『教育政治学を拓く—18歳選挙権の時代を見すえて』勁草書房
- ・日本学術会議 2016 「提言18歳を市民に—市民性の涵養をめざす高等学校公民科の改革」
- ・文部科学省 2018 「高等学校学習指導要領比較対照表(公民)」https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afiedfile/2018/07/13/1407085_4.pdf
- ・文部科学省 2021 「今後の主権者教育の推進に向けて(最終報告)」
- ・ガート・ビースタ 2021 『学習を超えて』(田中智志・小玉重夫監訳)東京大学出版会

こだま しげお 1960年生まれ。お茶の水女子大学教授などを経て、2009年から現職。現在、大学院教育学研究科長・教育学部長。博士(教育学)。教育の公共性やシティズンシップ教育について研究する。主著に『教育政治学を拓く—18歳選挙権の時代を見すえて』(勁草書房、2016年)、『難民と市民の間で—ハンナ・アレント「人間の条件」を読み直す』(現代書館、2013年)等。

新科目「公共」の実施を見据えた 授業開発の方向性 「見方・考え方」教育の教材を事例にして

福井大学教育学部教授 橋本 康弘



問題設定

新科目「公共」(以下「公共」)は、2022年4月から年次進行で実施される。進学した高校において、「公共」が高校1年生に置かれていた場合は、2022年度に必ず履修することになる。「公共」は「18歳選挙権年齢」を踏まえ、「18歳」になるまでに履修することを想定している科目であり、学校教育全体で取り組む主権者教育の基盤になる科目である。

本稿では、「公共」がどのような授業実践を想定しているのか、学習指導要領を基に確認した後で、「公共」の実施を見据え、学校現場ではどのような取り組みが進行しているのかについて、福井県の場合を事例に説明し、その意義について言及することで、「公共」の教材(授業)開発の在り方についてまとめたい。

「公共」ではどのような授業実践を想定しているのか：学習指導要領を踏まえて

「公共」ではどのような授業実践を想定しているのか。前述したように、「公共」は主権者教育の「1丁目1番地」として位置づけ可能な科目である。「公共」の内容・方法はすべからず主権者教育の内容に他ならない。

本稿では、後述する福井県の実践事例を踏まえて、「公共」の「見方・考え方教育」の側面に焦点を当てて、学校現場で求められている具体的な実践の有り様に言及したい。そのため、「公共」における主権者教育の側面を、すべて説明することはできていない。その点はお断りしておく。

(1) 「見方・考え方」教育としての「公共」

「公共」では、法や政治、経済等の知識(概念)を網羅的に教師が説明する学習活動は想定していない。「公共」では現代社会の諸課題に関わる具体的な「主題」を追究したり、解決する学習活動が求められている。その際、「主題」の追究や解決に当たって、その「主題」を捉えたり、分析したりといったように、解決のプロセスに重要な役割を果たすのが「見方・考え方」となる。「公共」における「見方・考え方」は、次のとおりである。

幸福、正義、公正、人間の尊厳と平等、個人の尊重、民主主義、法の支配、自由・権利と責任・義務など

そのうち、「幸福」は、「最大多数の最大幸福」(功利主義)の意味を含意する。また、「公正」は、カントの「義務論」(なんじ〜すべし)等の意味を含意するだけではなく、「結果の公正」「機会の公正」「手続きの公正」といった中学校社会公民的分野で学んだ概念を意味する。その内容の多くは、法の基本概念である。

これらの「見方・考え方」を子どもたちが働かせて、「主題」の追究や解決のプロセスを踏んでいくことで、生徒の「思考力・判断力・表現力」等の育成を果たしていく必要がある。

(2) 「見方・考え方」を働かせる具体的な「主題」例

それでは、具体的にどのような「主題」を設定すれば「公共」の授業になるのか。例えば、コロナ禍の現状を踏まえた問題設定であれば、次の

ような例が考えられる。

18歳以下の子どもへの10万円相当の給付は「公正」か？

最近話題のこのテーマも、「公共」の「主題」になり得る。この問題を捉えたり、分析する時に「見方・考え方」を働かせる必要がある。例えば、「結果の公正」を視点にした場合、どのような捉え方が可能になるのか。

- ①所得制限をすることで、同じ18歳以下の子どもがいたとしても10万円相当の給付が「もらえる」人と「もらえない」人との間で生じる「公正」問題。
- ②子どもへの給付と設定することで、子どもがいることで10万円相当の給付が「もらえる」人と子どもがいないことで「もらえない」人との間で生じる「公正」問題。
- ③2022年3月31日までに生まれた子どもへの給付と設定することで、2022年3月31日までに生まれた子どもがいることで10万円相当の給付が「もらえる」人と2022年4月1日以降に生まれた子どもがいることで「もらえない」人との間で生じる「公正」問題。

拙稿は2021年12月19日現在で執筆しているので、その後、多少の政策変更があるかもしれないことを含んでもらえればと思うが、例えばこの「主題」については、「結果の公正」を視点にすると、前述の①から③までの問題の分析が可能になる。本主題を授業として取り上げる場合は、例えば、生徒は、まず本給付の問題について「賛成か反対か」といった素朴な感覚から意見を述べてもらう。その後、「公正」といった視点で分析すると、どのような問題が生じるのかについて検討する。そして、それらの「公正」の捉え方を踏まえ、その分析の在り方(①～③の内容)が「正しい」のか、「納得」できるのか、その分析結

果は「無視」できるのか否か、そう主張できる理由は何かについて、生徒が自分自身の意見を根拠(資料やデータ)に基づいてまとめたり(例えば、政策は実施年度に左右される側面はどうしてもあるので、③の分析は、「無視」してもよいのではないかといった意見が出るかもしれない)、生徒同士で意見交換をする中で、他者の意見を傾聴し、他者の意見で「納得」できる点があれば、自分の意見を修正する等、自分の意見を「ブラッシュアップ」していくことが求められる。

「公共」の実施を見据えた 学校現場の取り組み

(1) 福井県教育総合研究所の取り組み

福井県では、2018年度に教育総合研究所を中心に「公共」の実施を見据えたプロジェクトチームを発足させた。教育総合研究所の新教育課題研究課が所管し、福井県立高等学校の有望な「若手」教員を中心にしたメンバーがフレッシュな感覚で、「公共」の目指す授業像を学習指導要領(解説)から読み取り、授業を開発し、実践していった。その際、重視した授業開発のポイントは次のようなものであった。

- 「見方・考え方」を踏まえた教材開発
- 自分自身が所属する学校の生徒の実態(難易度、生徒の関心事)を踏まえた教材開発
- 生徒に配布する資料や紙面を統一した構成にする

以下は、福井県で開発した生徒に配布する資料の一部である。

本紙面は、「Go To トラベル問題を公正の視点から検討する」ものであるが、こういった紙面を共通化し、また、この問題を考えるために必要になる資料(本稿では紙幅の都合で割愛)をこの紙面の中で多数位置づけることで、授業場面においてはそれらの資料から読み取れることを生徒が意味づけをし、この政策について、根

事例から
考えよう

「Go To トラベル問題」について、公正の視点から
考えよう

課題設定 コロナウイルス感染拡大を受け、緊急事態宣言が各地で発出された。政府は経済対策として、「Go To キャンペーン事業」を開始した。一方、「Go To キャンペーン事業」を受け、感染拡大が広がったとの声も聞かれる。「Go To 問題」について、公正の視点から考えよう。

●Go To キャンペーン事業

日本における観光などの需要を喚起して、2020年に起きた新型コロナウイルス感染症の流行と、その流行による緊急事態宣言に伴う外出自粛と休業要請で疲弊した景気・経済を再興させることを目的とした、日本在住者かつ日本を対象とする経済政策である。本事業は、国内旅行の費用を補助する国土交通省（観光庁）所管の「Go To トラベル」（観光キャンペーン）、飲食需要を喚起する農林水産省所管の「Go To Eat」（飲食キャンペーン）、イベントなどのチケット代を補助する経済産業省所管の「Go To イベント」（エンターテインメントキャンペーン）などがある。

「Go To トラベル」政策について考えよう

「Go To トラベル」政策とは、旅行者等経由で、期間中の旅行商品を購入した消費者に対し、代金の1/2相当分のクーポン等（宿泊割引・クーポン等に加え、地域産品・飲食・施設などの利用クーポン等を含む）を付与（最大一人あたり2万円分/泊）する内容である。2020年7月22日より導入され、感染拡大により12月28日から2021年3月7日まで一旦中断している。

Q1. あなたは「Go To トラベル」政策の実施についてどう考えるか。次の意見を参考にして、賛成か反対か、あなたの立場を理由とともに考えてみよう。

賛成の人の意見



大きな被害を受けた観光業で経済効果が期待できる。
感染対策しながら地方は経済効果が期待できる。
地域の観光業・飲食業を支援することで経済効果が他の業種に波及する。

反対の人の意見



人と行き来により感染地域をさらに拡大させる。
東京や大都市の経済を優先的に回すべきだ。
観光業支援に多額の税金が使われるのは他の業種から見ても不公平だ。

（賛成・反対）
理由：

拠をもって賛成・反対の意見を形成できるようにしている。

福井県ではこのような紙面を多数開発し、「公共」を見据えた授業実践に備えている。

(2) 福井県教育総合研究所の取り組みの意義

福井県教育総合研究所の取り組みの意義は、次の点にまとめられる。

- ①「主題」設定、生徒の「主題」の追究・解決のプロセス重視、生徒の意見形成型の授業が今後求められる中で、「教材の紙面の共通化」を図ることで、授業方法・内容をパッケージに従って実施し、それを繰り返すことが可能になり、学校現場に馴染みのない「見方・考え方」を踏まえた授業イメージの理解が促進される点。
- ②「主題」設定の授業開発が求められる中、教員の授業開発の負担が重くなることを踏

まえ、授業方法・内容を「パッケージ化」することで、どの学校でも「教材の追試」ができるようにしていること。学校現場の実態に合わせて、修正も可能なので、一から教材を開発するといった負担はなくなり、教員の授業開発の負担を軽減していること。

「公共」における「見方・考え方」教育を実施するに当たって福井県の取り組みは、より具体的な教材(授業)の有り様を示すこととなる。その際、具体的な教材等をまとめたパッケージ化は、「公共」の円滑な実施に不可欠になる。

はしもと やすひろ 1971年生まれ。福井大学准教授などを経て2015年から現職、主編著書に『日本の高校生に対する法教育改革の方向性 ―日本の高校生2000人調査を踏まえて―』（風間書房、2020年）、『高校社会「公共」の授業を創る』（明治図書出版、2018年）。

「公共」に期待されるもの



静岡大学人文社会科学部教授 井柳 美紀

はじめに

高等学校の新設科目「公共」については、「公共」という名称の評価を含めて様々な評価があるが、政治や社会の制度や仕組みなど知識偏重・暗記偏重だったかつての社会科から脱却し、これからの社会の担い手(学習指導要領の言葉を用いれば「これからの社会を創り出していく子どもたち」)を育てていく目的をもつ科目として、能動的に社会に関わる将来の主権者を育てるとい科目として、科目の理念を教育実践へと繋げていくことが出来るのであれば、重要な意味をもつものだろう。

では、「公共」において重視すべきは何か、そして、大学、社会人と成長していく過程において、主権者意識を発展させていくために、高校において特にどのようなことを学んでおく必要があるかを以下、考えていきたい。

「社会をよりよくする」意識

しばしば引用される内閣府の若者意識に関する国際比較調査があるが、この調査の中に日本の若者は「社会をよりよくするため、私は社会における問題の解決に関与したい」に「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答した者の割合が、諸外国の若者と比べてもっとも低いというデータがある。そのほかの類似の調査でもほぼ似た結果が出てくるため、日本の若者が社会の担い手、社会の創り手としての意識が低いという点は、概ね指摘されてきたとおりであろう。

高等学校の新設必修科目「公共」の一つのポイ

ントとなるのは、学習指導要領にも登場する「これからの社会を創り出していく子どもたち」を育てるとい点だと言することができるだろう。この点を考える上で、まずは下記のデータは念頭においておくべき若者の現状の一つではないだろうか。

このような若者意識の背景については様々指摘されるとおりだが、同白書でも分析が示されているとおり、他国の若者と比較して、日本の若者は自己肯定感が低く、自分自身に満足して

図1 政策決定過程への関与(諸外国比較)

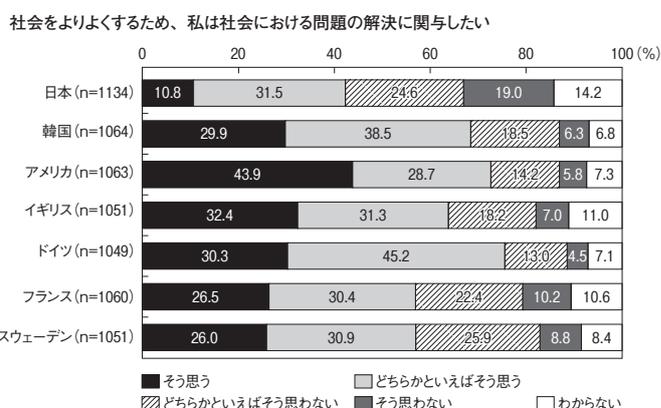
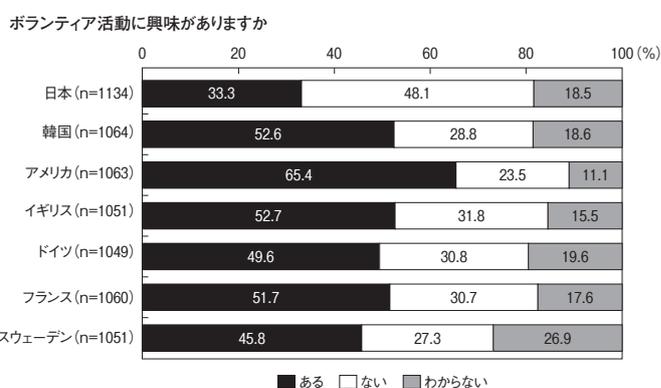


図2 ボランティア活動に対する興味(諸外国比較)



出典 内閣府『令和元年版 子供・若者白書』https://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/r01honpen/s0_1.html (アクセス日: 2021年12月15日)

いる度合いがもっとも低く、このことも社会を変えられないという自信の欠如と関わってくると言われている(図1)。日本の学校教育では自己肯定感を高める教育が実施されているだろうから、そのこと自体は一つの方向性としては間違っていないだろう。

一方、社会問題の解決という若干難易度の高い設問ではなく、ボランティアなどの社会参画に関する興味の項目でも、「ボランティア活動に興味がありますか」に「ある」と応えた割合が、他国と比較してもっとも低い数値となっている点は、ボランティアが以前よりも定着した日本の現状を考慮すると、懸念される数値だろう(図2)。ちなみに、ボランティアへの活動経験のある若者ほど、社会への参加意欲は高い点は付け加えておきたい。

しかし、この調査からは、全体的には、やはり社会への関わりにおいて消極的な意識の若者の姿が見えてくる。

「公共」が目指す未来の創り手

公共がこれからの社会の担い手、未来の創り手を育てる教育であることは上述したとおりだが、まず認識すべきは、今の子どもたちが社会で活躍する時代はこれまでとは違って、きわめて厳しい時代を迎えていると予想される点である。国内的には、少子高齢化の急速な進展、それに伴う社会保障の問題、地方の過疎化、労働環境の変化など、世界的にも気候変動、環境汚染、エネルギー問題など様々な課題が顕在化することが指摘され、一方では、急速な情報化や技術革新に伴う社会変化もきわめて大きなものと予想される。

学習指導要領における「公共」の解説冒頭にも、将来社会についての厳しい認識が示されている。

「今の子どもたちやこれから誕生する子どもたちが、成人して社会で活躍する頃には、我

が国は厳しい挑戦の時代を迎えていると予想される。生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新など、社会の変化は加速度を増し、複雑で予測困難となっ
ており、しかもそうした変化が、どのような職業や人生を選択するかに関わらず、全ての子どもたちやこれから誕生する子どもたちの生き方に影響するものとなってきている。

(中略)

このことは、本来、公民科が大切にしてきたことであるものの、今回の改訂においては、我が国が厳しい挑戦の時代を迎える中で、これからの社会を創り出していく子どもたちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自らの人生を切り拓いていくために必要な資質・能力を効果的に育むための中核を担う科目を、公民科において新設することとした。」

(中略、下線は引用者)

今後、予測不能で激変していく社会を迎える中、将来の厳しい時代を見据えて、そのような時代を生き抜く主権者を、あるいはそのような時代を切り拓くことのできる未来の主権者を、いま学校において育成しようとしているという点は、「公共」を考える上で重要な認識の出発点であると思われる。学習指導要領には「社会に参画する自立した主体」という言葉がしばしば登場するが、これまで教育が担ってきた以上に、「公共」が取り組むべき課題は切実さを伴ったものだとも思われる。

社会の仕組みや制度を教えることで社会の再生産を促すだけではなく、むしろ新しい課題に対応して新しい社会を切り拓く能力が求められている。

なお、「公共」が開始された直接的背景として、公職選挙法改正(平成28年6月19日施行)に伴う選挙権年齢の18歳以上への引き下げに加えて、民法改正(令和4年4月1日施行)に伴う成年年齢の18歳への引き下げがある。成年年齢の引き

下げの背景には、自己決定権の尊重という観点もあったが(例えば、親の同意なしに携帯電話やアパートやクレジットカードなど様々な契約を行ったり、居住地や進学や就職などを自らの意思で決定できたりする、など)、どちらの年齢引き下げも、若者の積極的な社会参画を促す意図をもつものでもあり、これからの社会像を見据えたものでもあった点は共通すると言えるだろう。

|| 主権者教育から「公共」へ

イギリスの中等教育におけるシティズンシップ教育の必修化において理論的支柱となったバーナード・クリックが「政治教育で本当に難しいのは、偏向や刷り込みの教育ではなく、行動するよう促すことである」(クリック『シティズンシップ教育論』関口監訳、法政大学出版会、2011年)と述べたのは示唆的である。平成27年に公職選挙法が改正され、文部科学省と総務省が作成した高校向け副読本『私たちが拓く日本の未来』が全高校生に配布され、主権者教育が始まったが、「行動を促す」ことは「公共」でも一番の課題であり続けるのではないだろうか。

まず、行動を促すためには、主権者意識の醸成が、「公共」という一科目の枠内の取り組みにとどまらず、学校全体での取り組みとなることも重要だろう。社会に参画する力を養う「公共」にとって、生徒が日常の中で学ぶことは説得的なことであり、教科書の中には、生徒会や部活動を事例とした教育実践の事例もあるように、身近な社会としての学校の課題について考え、議論し、合意し、可能ならばルールを変える試みなどに実際に関わることが出来ればなお望ましいだろう。

さらには、リアルに社会を感じ考える、社会との関わりを意識しつつ行動する機会をもつことも重要であろう。公共の教科書にも参加型の授業実践が多く盛り込まれたが、選挙権年齢引

き下げに伴う主権者教育の開始以降も必ずしも広まりをもって取り組まれるようになったとまでは言えないだろう。

例えば、主権者教育の副読本には、模擬投票について、架空の選挙ではなく、実際の選挙に即したリアルな実践が紹介されているが、実際に、そういった試みが広く行われる必要があるのではないだろうか。現実に関した問題は、一つの答えのない問いでもある。むろん、実際の選挙を用いた模擬選挙は、公職選挙法に触れないよう留意点は様々あるが、主権者教育の教師用副読本にも解説があるとおりである。社会とのリアルな接点がなければ、社会への関わりは生まれるはずがない。

最後に、社会参画に必要な基本的スキルとして、議論する力、とりわけ自らが少数派であっても意見を言える力、他者の意見を傾聴すること、多数決は政治的決定の一つの手段だが、正しい回答を必ずしも導くものではなく、対立する意見の調整と合意は重要な話であり、社会の形成にあって当事者が考え関わっていく上で対話そのものが重要なものとなるであろう。その意味では、学校のみならず社会や政治そのものに対話のプロセスがあることも重要であろう。

こういったリアルな社会と関わるための教育を推進していくためには、行動を促す教育をある程度、大胆に進めていくことの重要性について、学校を見守る社会の寛容さも必要であろう。中立性は重要だが、同時に行動を促す教育の意義もまたより重要なものであろう。

いやなぎ みき 東京大学大学院法学政治学研究科博士課程修了。博士(法学)。宮城教育大学社会科教育講座准教授などを経て、2015年から現職。専門は政治学、政治思想。シティズンシップ教育や主権者教育の理論や実践にも関わる。著書に『政治リテラシーを考える』(共著、風行社、2019年)、『熟議の効用、熟慮の効果』(共著、勁草書房、2018年)ほか。

「公共」を基にした選挙出前授業



明治大学文学部特任教授 藤井 剛

「公共」の授業づくり

本稿では、選挙管理委員会だけではなく、新しい学習指導要領が求めている外部専門家との連携を含めた新科目「公共」での実践を提案したい。本稿で紹介する実践は、ある高校の実践¹⁾に(コロナ渦のため一部実践が出来なかったため)筆者が一部加筆したものである。まず、「公共」の授業づくりのポイントを確認したい。

- ①大項目A(「公共の扉」)で、現代社会の諸課題を考察する際に使う「見方・考え方(概念や方法)」を習得する。
- ②大項目Bで、大項目Aで習得した「見方・考え方」を使って、現代社会の諸課題(「問い」)を考察する。
- ③大項目Cで、大項目A、Bで身に付けた「見方・考え方」などを利用して、課題探究学習を行う。

以上のような手順で授業が構築される。

上記「授業作り」に従い、本稿では大項目Bの主題4「政治参加と公正な世論の形成、地方自治」をテーマに取り上げて提案を行いたい。ポイントで示した本実践の主な「問い」は、「地方自治の本旨とはどのようなものか?」である。利用する「見方・考え方」は、「地方自治の本旨」と「民主主義」とする。また、選挙管理委員会と市議会議員(議会事務局)と連携している点にも注意していただきたい。

授業提案

SQ1 A市の課題や解決方法は?

1～2時間目：実践する高校があるA市の課題

- 1) 千葉県立津田沼高等学校荒木秀彦教諭の実践である。
- 2) 詳細は、拙稿「青森県高校生模擬議会のためのグループワーク」(Voters45号)参照。
- 3) 生徒が作成したレポート、作品、テスト、活動の様子が分かる写真やVTRなどをファイルに入れて保存する方法。

解決策を考える²⁾。

若者の棄権理由のひとつに「どこに(誰に)投票したらよいか分からない」がある。例えば、立候補者が20名の市区町村議会議員選挙を考えると、「20名の中から投票する『1名』を選ぶ」のは難しい選択であり、その意味で市区町村議会議員選挙は、最も投票先を決めづらい選挙といえるだろう。そのため、住んでいる自治体の課題を探究し、自分と解決策や問題意識の方向性が似ている、または同じ候補者を投票先の候補にすると投票先の選択が容易となり、棄権が減少するだろうと考えての実践である。

- (1) A市の課題(現状分析)を、グループに分かれブレインストーミング(BS)で洗い出す。なお、課題は事前に保護者などと話し合わせておくとよい。
- (2) BSで洗い出した課題をKJ法でまとめ、話し合いで、A市の「最大の課題」を考える。
- (3) 最大の課題の「解決策」を各自考えた後、BSでアイデアをさらに出していく。
- (4) 解決策をKJ法でまとめ、話し合いでA市の課題解決策として「一番の解決策」を考える。
- (5) 「現状分析」「解決策」「一番の解決策の提案」などについてプレゼンテーション(プレゼン)を行い、クラスで共有する。
- (評価) BSやKJ法などの取り組みをポートフォリオ³⁾で整理させたり、プレゼンに対して、パフォーマンス評価を行うことが考えられる。

SQ2 どのように投票先を決めるのだろうか?

3～4時間目：模擬選挙を行う。その際、選管に説明・運営等をお願いする。

選挙公報を見ただけで、高校生が投票先を選

ぶことは難しい。選挙で議員や政策を選ぶには、その地域の課題を知ることも必要だからである。本実践では、1～2時間目にA市の課題やその解決策を考察しているので、そこでの学びを活用して模擬選挙に臨むことが出来る。ただし、投票先の選択は「課題・解決策」だけで決まるものではなく、他の要素もありうることを選挙結果から比較考察させ、「他の要素」の内容や影響力などを考えたり調べさせたりすることにより、現実の政治や選挙を多面的・多角的に考察させ深めさせることが出来る。

(1) 前回の市議会議員選挙の選挙公報をもとに模擬選挙を行う。その際、どのような理由で投票先を決めたかメモ等を残させる。

(2) 実際の当選者と生徒の開票結果を比較し、選挙結果が異なる理由を各自が考えた後、グループで話し合い、クラス内で意見を共有する。

(評価) 模擬選挙で自分が投票先を決めた理由、実際の選挙結果と模擬選挙の結果との差異とその理由、グループやクラスでの話し合い過程をまとめさせておき、ポートフォリオとして評価することが考えられる。

SQ3 市議会ではどのような議論が行われているのだろうか？

5～6時間目：1～2時間目で考察した「A市の課題やその解決策」について、市議会の議論をまとめる。

ここでは生徒に理解させたい点が2点ある。第1に、生徒が検索した市議の発言を市長や担当部署の部長クラスが答弁していることから、市議会議員(市議会)には行政を監視する機能があることを理解させたい。第2に、「A市の課題やその解決策」について、誰(議員)が発言・行動して実現させるかを調べ、課題の解決状況だけでなく、私たち主権者による議員のチェック機能についても理解を深めさせる。具体的には、

投票率をあげるための「狭義の主権者教育⁴⁾」を行うと、「選挙後、自分が投票した候補者(政党)は、公約実現のための活動をどのくらいしているか」のチェックが疎かになる可能性がある。そのため、「選挙後こそ主権者が政治に関心を持つ必要がある」ことを十分理解させたい。

(1) 会議録(議会の議事録)検索システムで、自分たちのグループが考えていた「A市の課題やその解決策」に関する市議の質問、それに対する市長や行政の担当者の対応を読み取り、政策の実現可能性を探るレポートを作成・提出する。ただし、当選からの時間が短い場合は議題に上がっていない可能性や、コロナ禍のため優先順位が異なる場合も考慮させる。

(レポートの内容)

- ・質問者(議員・政党名や会派名)
- ・回答者(複数の場合あり)について、部署・役職・氏名を明記し、質問・提案に対して、実施する、調査する、検討中、考えていない等を明記する。
- ・質疑応答から読み取れた内容を明記する。
- ・質疑応答などに対する自分の意見を記入する。

(2) 前時に作成したレポートから、会議録検索システムを使用して見えてきたA市の課題をグループで話し合いまとめる。内容を精査し、市議や市長等に質問できる文章としてまとめる。その際、自分たちが考えた解決法と市議会での議論を比較し、「なぜ、私たちの考える解決法が実施できないのか」「私たちは、これからどのような行動を起こしたらいいのか、『持続可能』の視点から考える」よう指示する。

(評価) レポートと2時間目にまとめた課題や質問ができるようになった文章を、ルーブリック⁵⁾で評価することが出来る。

SQ4 民主政治推進のため市議会の役割は？

7～8時間目：6時間目でまとめた質問など

4) 拙著『主権者教育のすすめ』(清水書院 20～21頁)

5) 【評価の観点(規準)】と、観点の尺度を数段階に分けて文章(記述語)で示した【評価の基準】から構成される評価ツールを指す。

6) 各会派への呼びかけや人選は、必ず議会事務局に願う。事務局に依頼すれば、各会派に配慮した公平な人選等が期待できる。ただし先行事例では、会派1名を要請したところ、市議会議員全員が来校した例が報告されている。峯川浩一・斎藤周「高校における主権者教育の実践—生徒と市議会議員との意見交換を中心に—」(群馬大学共同教育学部人文・社会科学編 第70巻51～69頁)参照。

を、市議と議論して、市議会の役割等の考察を深める。

これまでA市の現状や課題解決策を考察してきた生徒が、その課題や解決策(政策)について議員と実際に議論する。議会事務局を通して各会派から1名に来校してもらい⁶⁾、体育館等で議論させる形式をとる。討論後、「地方自治の本旨と私たちの役割」とのテーマで最終レポートを提出させる。このレポートを発展させて、公共問題の課題解決に向けた活動を生徒が主体的に行ったり、A市に政策提言出来たりすれば、本実践は大項目Cの「持続可能な社会づくりの主体となる私たち」や「総合的な探究学習」の範囲となる。

- (1) A市の議会が6会派ならば、6教室または体育館を6カ所に分けて議論する場を設定する。
 - (2) 生徒はグループごとに行動し、各会派(議員)に自分たちの解決策を提案したり、議員の考えや市長等への提案内容を説明したりしながら、「A市の課題」について議論を深める。司会は教員が行い、議員に発言が偏らない様に配慮する。
- (評価) 最終レポートを、ルーブリックで評価することが出来る。

新科目「公共」につながる実践事例

新科目「公共」につながる実践事例として、高知県立山田高等学校の事例を紹介したい⁷⁾。山田高校は、総合的な学習の時間(現「総合的な探究の時間」)で「チームで協働して、地域課題にチャレンジする」ことを目標として、1年生前期に「市内の商店や企業のCM作成(高校生は、このCM作成で初めて街のことを知る)」、1年生後期に高校周辺の3市の政策課題を受け、地域活性化案を作成し市長や市議にプレゼンで提案する。2年生では市から県に活動範囲を広げ、高知県が直面する課題(テーマ)をチームごとに選び、現状を知事部局からヒアリングしたり、

足を使って情報収集し、課題解決策を知事や担当課長などにプレゼンしている。さらに、この活動を地域連携コーディネーターや高知工科大学の学生がサポートしている。

この実践は、地域課題解決学習であると同時に、地域課題解決のためには政治(議会・行政など)との関係を意識せざるを得なくなるため、憲法が期待する「主権者」を育てる「広義の主権者教育」の実践といえる。注2)で示した青森県の実践とともに参考にしていきたい。

まとめにかえて

新しい学習指導要領解説公民編の「公民科改定の基本的な考え方」(10頁)には、18歳選挙権を受けて、「主権者として、持続可能な社会づくりに向かう社会参画意識の涵養やよりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度の育成」が求められており、新科目「公共」は主権者教育の「1丁目1番地」と位置づけられている。しかし新科目「公共」の研究は、授業実践に基づく授業提案がほとんど行われていないのが現状である。今後、授業実践などを積み重ねて、様々な授業提案がなされることを期待している。

本実践は、民主主義の担い手として、そして主権者として、地域の課題を見つけ解決策を考察し、議会や行政の動きを知り、議員との討論を通して実現可能性を探るという過程を経て、「地方自治の本旨」を探究させようとするものである。授業時間を圧縮して短くすることが可能であり、学校の実情に合わせて、修正しながら実践を深めていきたい。

ふじい つよし 1958年生まれ。千葉県の公立高校教員を経て、2015年4月より現職。主権者教育の副教材「私たちが拓く 日本の未来」(総務省・文科省)の作成協力者。主著に『主権者教育のすすめ』(単著、清水書院、2016年)、『ライブ!主権者教育から公共へ』(共著、山川出版社、2020年)など。

7) 山田高等学校地域協働本部「よってたかって 生徒が育つ まちが育つ」平成30年3月発行

選挙啓発に 特效薬はない！



山形県明るい選挙推進協議会会長 松浦 宏之

■ 私が思う選挙啓発

私は、平成14年度に山形県明るい選挙推進協議会(以下「明推協」)の会長に就任し、今年で20年目となる。長年、選挙啓発活動に携わってきたと感じることは、選挙啓発に特效薬はないということである。

山形県は、平成29年衆院選、令和元年参院選、そして令和3年衆院選と、国政選挙3回連続で、投票率全国1位を達成しているが、他の都道府県と比較して何か特別なことをしているわけではない。普段の地道な努力の積み重ねが、現在の投票率として表れているのだと思う。

■ 常時啓発

私が明推協会長に就任した翌年度となる平成15年度には、県内の高等学校で出前講座を開始した。当時、選挙権を持つのは20歳からであり、主権者教育という言葉も普及していなかったため、私は、学校の理解を得るべく、自ら出向いてその意義を説明するなど、出前講座普及のための地道な活動を続けた。開始当初、出前講座の受入れ先は、年間1件程度であったが、地道な普及活動の成果もあってか、年度を重ねるごとに、その件数は3件、4件、7件…と着実に実績を伸ばしていった。

選挙権年齢の引下げにより、高等学校での出前講座が普及した現在でも、普段から、各高等学校長に対し、選挙啓発の協力依頼や協力の御礼を伝えたり、PTA連合会や婦人会の場で、子連れ投票や家族ぐるみ投票の重要性を説明したりと、選挙啓発の地盤作りを地道に続けている。

■ 近年の選挙時啓発

山形県では、令和元年の参院選から、選挙時啓発として、校内放送を活用し始めた。この啓発活動で特徴的なのは、選挙管理委員会や明推

協がほとんど関与しないことである。選挙管理委員会や明推協は、校内放送で生徒が読む原稿を作成しない。生徒が選挙について学習し、他の生徒に伝えたいことを自ら考えて、自ら発信してもらう。

この啓発活動を実施するにあたり、学校側の協力が不可欠となるので、開始当初は、事務局職員とともに、県内の各高等学校に出向いて、理解と協力を求めた。

この啓発活動も、若年層の投票率向上の起爆剤として取り入れたわけではない。選挙のたびに、若者が自分自身で選挙について考えて、同世代同士で啓発を行う環境を作っていくことで、いつの日か、選挙管理委員会や明推協からの働きかけがなくても、自発的に若者同士で呼びかけ合ってくれる、そんな未来を目指して始めた取組みである。

近年は、新型コロナウイルス感染症の発生により、以前のように、外に出て、各所に選挙啓発の依頼を行うということができなくなった。そのため、先日行われた第49回衆院選では、各教育機関、PTA連合会、婦人会などに対し、文書や電話を用いて、選挙啓発の協力依頼を行った。

■ おわりに

最後に、選挙啓発は、市町村の選挙管理委員会、明るい選挙推進協議会の協力なくしては成り立たない。

第49回衆院選においても、有権者が投票しやすいように、駅の自由通路に期日前投票所を設けたり、高校生を選挙立会人として起用したりと、県民の投票参加のため、市町村ごとに工夫を凝らしていただいた。常時啓発を含め、市町村の協力がなければ、山形県の投票率全国1位は達成できなかったであろう。この場を借りて、感謝申し上げたい。

まつうら ひろゆき 1941年生まれ。2002年に県立高等学校長を定年退職し、同年に県明推協会長に就任。現在、公益財団法人明るい選挙推進協議会評議員、明るい選挙推進協議会北海道・東北地区連絡協議会会長。

コロナ以後を展望して



(公財)明るい選挙推進協会会長 佐々木 毅

コロナ禍が最終的に我々の精神にどのような刻印を遺すのかは、これからの人類や社会にとって極めて重要な意味を持つ。既に多くの論者はパンデミックが容赦なく変化を推し進めることになるとしているが、コロナ以前対コロナ以後という図式の迫力によって令和の時代イメージも大きく変わってこよう。古いものの象徴としての「昭和」はコロナ以前によって置き換わられ、逆風にさらされることになる。逆風の強さは歴史における断絶感の深さに比例する。

政治もまたこの断絶感の洗礼を免れない。断絶感次第で改革が始まるかも知れないし、あるいは成り行き任せの迷走に終わるかも知れない。日本の政治は1990年代に選挙制度及び政治資金制度改革などを行っただけであり、他は全く見直しが進まず、「昭和」どころかそれ以前の遺物を抱え込んだままである。特に、制度の中樞をなす議院内閣制の改革は議論にすらならず、二院制については議論は停止状態にある。国会は衆議院と参議院とで構成するとされつつも、国会全体としての意思決定に至る仕組み(両院協議会)の機能不全のため、二つの院が孤立状態にあるように見える。他の国々では二院制の改革がさまざまに試みられているが、日本は^{びぼう}弥縫策でやり続けられるであろうか。

時々話題になるものとして、議員歳費や文書通信交通滞在費など議員活動のコストの大きさがある。厳密な国際比較は困難かも知れないが、歳費に関する限り、日本は高いグループに属する。文書通信交通滞在費も毎月100万円に上り、手厚い。この費用の公開をめぐって政党間で見解の違いが伝えられているが、政府がデジタル化を率先推進する以上、政治資金関係のデジタル化を伴う公開は必至と考えるべきであろう。

議員活動コストとの関係で最も深刻な問題は国会の実働時間の短さであって、そこには帝国議会以来の会期の短さなどの制度遺産が流れ込んでいる。しかも、政府を相手に野党が一方的に質疑を行うという形式は政府の負担過重を招き、ひいては国会の実働時間の頭打ちにもつながっている。これを変えるためには、与党の国会内における活動の場を広げ、質疑中心の審議形式を改める必要がある。野党が質疑中心の国会審議に限界を感じ、政府が答弁の負担の軽減を期待しているという状況は、これまでの仕組みの限界が来たことを意味する。政府の負担を軽減し、併せて、政府に対する党の自立性を確保し、国会の実働時間を増やし、それによって議員不要論(議員数削減論)に反駁するのは一石三鳥である。既存のリソースの有効活用によって機能の向上を図るという手法こそ、ポスト・コロナ時代の知恵の典型ではないか。

コロナ以後の政治は難題山積である。放置しておけば民主主義の環境はますます厳しくなる。したがって、政権には政策課題との継続的・安定的な取り組みと成果が欠かせない。そのためには選挙を頻繁に行うような政治スタイルに決別し、可能な限り計画性を備えた政権運営を行うことである。解散権を首相の専権事項と称して総選挙を頻繁に繰り返すのは選挙マシンの活性化に役立つにしても、国民の利益と必ずしも合致するものではない。そして、二院制のあり方は国政選挙の頻度を抑制するという観点からも検討が必要になろう。その分、各政党は不意の国政選挙を気にすることなく入念かつ計画的に政権公約を鍛え上げることが求められる。

コロナ以後の社会はあまり愉快的な社会になりそうにない。ぎりぎりの努力をして辛うじて前途に微かな光明が見出せればよしとしなければならぬ時代かもしれない。「昭和」であれ何であれ、昔懐かし世代は歴史から退場していく。政治だけが「昭和」を謳歌できるほど歴史は甘くない。

出前模擬選挙をふりかえる

東京都品川区明るい選挙推進協議会会長 谷口 孝彦



若者の投票率低下の歯止めが効かない中で、品川区では政治への関心を高める事業として、平成24年度より区内の学校で出前模擬選挙ができるように計画をして、各学校に働きかけをしてきた。

現在では、出前模擬選挙を区内の公立小学校37校と中学校15校の全校で毎年行うことを目標に掲げ、児童・生徒にわかりやすい内容にすることを最重点課題に置き、次に学校を巻き込みながら協力が得られる体制を作り、推進委員の誰もが参加できるプログラムを作成した。

小学校での「出前模擬選挙」プログラム

(1) 出前模擬選挙投票日1週間前：1コマ程度の授業…担当・学校の先生

1週間前授業を実施することにより、投票当日までに児童・生徒が自宅でしっかり考える時間を設けることとなり、子どもが家庭で相談することで保護者の政治意識向上につながっている。

- ①「Let's study選挙」教材で、10分ほどの事前学習。
- ②選挙公報(マニフェスト)を読み解いていき、30分ほどグループで意見を出し合う。選挙公報は、児童の学習能力と地域性を理解している先生が作成する。また、先生方の政治や選挙の意識向上も図られており、内容にも創意工夫が見られる。
- ③グループでの意見を発表して、意見を共有することで、投票の判断材料としている。

(2) 出前模擬選挙投票日：2コマ程度の授業…担当・明推協

(ア) 投票(1コマ授業)

実際に本物の選挙でも使用しているものと同じ入場整理券、投票用紙、バロット(投票用紙自動交付機)、記載台、投票箱等を使って投票を体験する。実物を使うことで児童・生徒が真剣に取り組む姿勢が生まれている。

- ①入場整理券に先生が事前に氏名を記入して、児童・生徒が投票会場へ持参。
- ②投票の流れを説明。
- ③児童が投票事務を担う。児童の役割は受付・名簿対照係、投票用紙交付係、投票管理者、投票立会人で、投票事務の大切さを学ぶ機会になっている。
- ④投票用紙の実験：材質を確かめるために投票用紙を破く実験を行い、その特長などを説明することで、興味を深めて印象に残る内容にしている。

(イ) 開票(1コマ授業)

- ①開票の流れを説明。
- ②児童が開票事務を担う。児童の役割は選挙長、開票立会人、開票係で、投票の有効・無効の

Let's study選挙



| 選挙公報 | |
|--|--|
| <p>日本に誇れるすばらしい街・戸越</p> <p>戸越地区長選挙</p> <p>投票日 令和2年 2月18日 (火)</p> <p>投票時間 3・4時限目 10時50分から</p> <p>品川区立 宮前小学校 品川区明るい選挙 推進協議会 立正大学法学部</p> | <p>宮前小選挙候補者マニフェスト</p> <p>谷口 孝彦 安心安全 心から安心して子育て</p> <p>桑原 正樹 清潔 活気ある戸越地区</p> <p>古谷 光輝 戸越地区の発展</p> |

選挙公報(マニフェスト)

入場整理券



確認をすることで、一票の大切さを学ぶ。

- ③選挙クイズ：過去に児童が質疑応答などで特に興味を持った内容を、クイズ形式で伝える。
 - ④質疑応答：毎回多くの質問が寄せられている。
- (3) 振返り授業：1コマ程度の授業…担当・学校の先生

平成29年度より学校へ依頼しており、学校側からも振返り授業が重要であるとの声が出ている。

- ①開票結果をグループで話し合う：当選した候補者のどこが支持されたのか話し合う。一番重要なことは落選したが「決して一票は無駄ではない」という理解を深めることである。
- ②出前模擬選挙を体験した感想：児童・生徒から多くの感想が寄せられ、推進委員のモチベーションを高めている。

「出前模擬選挙」の実績(平成24年度から実施)
【児童・生徒延べ8736名が体験】

◆ 「出前模擬選挙」アンケート結果

<令和元年度：小学校31校、1,915名参加(全員回答)>

問1. 投票した人をどのように選びましたか？

| | |
|-----------------------------------|--------------------|
| ①主張している内容が自分の考えと同じ 1,546名(81%) | なんとなく 369名(19%) |
|-----------------------------------|--------------------|

<考察> 「選挙公報」での話し合いが十分にできていない状況では、①に回答する率が低いことが認められた。特に①に回答する率が低い学校に、選挙公報を用いて活発に話し合いをすることをお願いしたところ、改善が見られた。今後も選挙公報の内容を充実させていくとともに、それを読み解くための話し合いの重要性を学校に伝えていく。

問2. 家族の人と一緒に選挙にいったことがあ

りますか？

| | |
|-------------------------|-----------------------|
| 行ったことがある 1,119名(58%) | 行ったことがない 796名(42%) |
|-------------------------|-----------------------|

<考察> 毎回同じ結果なので、平成29年から出前模擬選挙を学校公開日に実施して、保護者の選挙意識向上を図っている。そうすることで、30歳代や40歳代の保護者にも主権者教育を行うことができる。

問3. 授業の内容はわかりましたか？

| | |
|---------------------|--------------------|
| わかった 1,866名(97%) | わからなかった 49名(3%) |
|---------------------|--------------------|

<考察> 残り数%だが、児童全員が理解できるように、常に工夫しながら進めていく。

問4. 18歳になったら投票に行こうと思いますか？

| | |
|-------------------|------------------|
| 行く 1,348名(70%) | わからない 57名(3%) |
|-------------------|------------------|

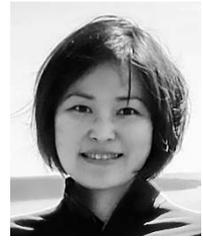
<考察> 問1の設問で「主張している内容が自分の考えと同じだったから」と回答した児童は、「選挙に行く」と回答する率が高いことがわかった。

まとめ：一人でも多くの児童が、将来有権者になった時に投票に行ってもらえるよう、印象に残る内容を常に探求している。また、平成29年度より立正大学法学部西谷准教授のゼミ生とともに、出前模擬選挙を実施して大きな成果を上げている。

◆ おわりに

出前模擬選挙がここまで順調に実施できたことは、各学校のご理解とご協力の賜物であり、また、品川区明るい選挙推進協議会の組織力、推進委員全員の熱意によるものである。今後も引き続き、品川区明るい選挙推進協議会の活動の中心として出前模擬選挙に取り組んでいく。

たにぐち たかひこ 1951年生まれ。武蔵工業大学(現：東京都市大学)卒。有限会社フレンドイン設立。1995年品川区明るい選挙推進協議会入会。2014年同会長就任。



最終回

シティズンシップ教育は どう実践されたか

大阪大学大学院人間科学研究科准教授 北山 夕華

本連載では、イギリスのシティズンシップ教育について、カリキュラムだけでなく時の政権の政策による影響や、それが巻き起こした議論を取り上げてきた。今回は、そうした中で学校現場ではシティズンシップ教育がどう取り組まれ、子どもにどのような影響を与えてきたかを検討したい。

イングランドには日本の学習指導要領にあたるナショナル・カリキュラムはあるが、日本のような検定教科書というものはなく、教材の利用は教師や学校の裁量に任されている。教育水準局による学校査察も以前と比べて簡略化されてきており、教育の実施内容に関しては現場に委ねられている部分が多い。

第4回では、保守党政権下での「基本的な英国の価値観 (Fundamental British Values)」の推進の必須化と、それと結び付けられたプリベント (Prevent) と呼ばれる過激主義防止義務が論争を呼んだことを取り上げた。それらは、学校でどのように受け止められ実践に取り入れられたのだろうか。また、シティズンシップ教育は実際にどのような教育的効果があったのだろうか。

現場での取り組み

「基本的な英国の価値観」をめぐっては、ともすれば多文化主義を否定し愛国心の押し付けにもなりかねないという不安の声が現場から上がっていた。しかし、シティズンシップ教育の実践研究をレビューした論文によると、多くの学校は「基本的な英国の価値観」を学校の多文化共生についての既存の取り組みの枠内で解釈し、実践レベルでは多様性にかかれた内容になっていたことが報告されている (Jerome,

Elwick & Kazim, 2019)。

たとえばその中には、アイデンティティについてのディスカッションや、同性愛についての寛容をテーマにした学習が含まれる。以前、筆者が訪問した学校でも、シティズンシップ教育の時間に「英国人らしさ」とは何かについて生徒が考える実践が行われていた。子どもたちは、イスラム教徒のパキスタン系英国人であることや、ドイツ人とイングランド人の両親のもとでヨークシャーで育ったことなど、「英国人らしさ」を自身のアイデンティティの多様性と関連付けてとらえ、自分自身についての探求学習となっていた。

プリベントについては、イスラム教徒の子どもをテロリスト予備軍のように扱うことで疎外感を生んでしまうとの懸念があった。先述の研究によれば、多くの学校では子どもの安全を守る「セーフガード」として解釈し、すべての子どもの安全に取り組むという名目に読み替えていたことが報告されている。セーフガードは、障害や他の特別なニーズのある子どもやヤングケアラーの支援、非行の防止、薬物やアルコール摂取の問題のある家庭の子どもの見守りなどが含まれ、ここに過激化防止を加える形となった。調査では、子どもの安全を守る取り組みの一環と位置付けることで教員が対応しやすくなり、イスラム教徒の多い学校でも受け入れられやすかったことが報告されている。

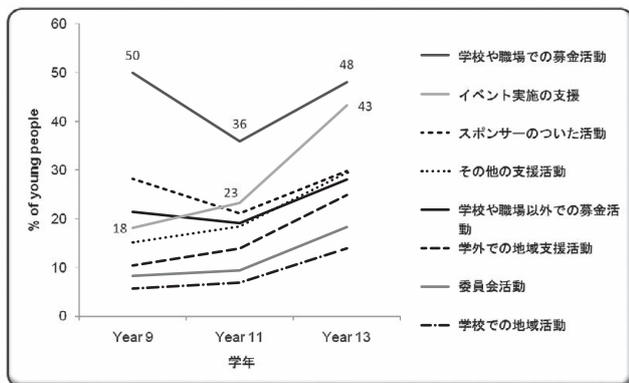
シティズンシップ教育は 効果があったのか

英国教育研究財団が実施した大規模な長期調査データの分析結果によれば、投票を含む政治参加の傾向には一般的に親の学歴や社会階層の

影響がみられる。それらを統計的に統制した上で、投票など従来型の政治参加と、オンラインでの呼びかけなど非従来型参加の両方において、シティズンシップ教育を多く経験した若者ほど参加する傾向が強くなることが分かっている (Keating & Janmaat, 2016)。

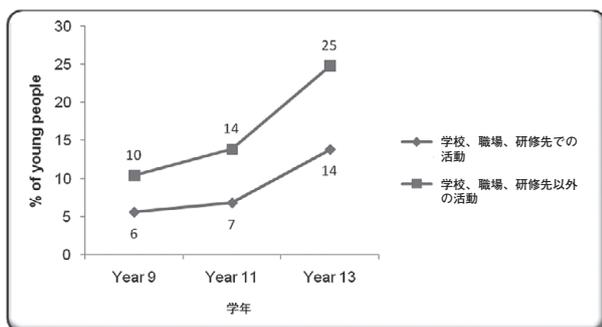
加えて、より広義の市民的活動を促進することも明らかになった。図1と図2は、同一の調査対象者を追跡した経年調査のデータである。図1は、学内外の市民的活動への割合を学年ごと・内容別に示している。図2は、地域での様々な支援活動への参加割合である。全体として学年が上がるほど参加割合が高くなる傾向があり、高学年ではイベントの企画など自らが中心的な役割を果たす活動の経験割合が高くなるほか、学外・職場外での活動割合も高くなっている。これらは、シティズンシップ教育の経験が学内外でのより自律的な市民的活動の後押し

図1 市民的活動への内容別の参加割合



Base: All pupils surveyed. Year 7, N=18,583; Year 9, N=13,643; Year 11, N=11,103; Year 13, N=1,325
Source: Citizenship Education Longitudinal Survey, NFER

図2 地域での支援活動への参加割合



Base: All pupils surveyed. Year 7, N=18,583; Year 9, N=13,643; Year 11, N=11,103; Year 13, N=1,325
Source: Citizenship Education Longitudinal Survey, NFER

(Keating, et al., 2010 : 23-24)

- Keating, A. & Janmaat, J. G. (2016) Education through citizenship at school: Do school activities have a lasting impact on youth political engagement? *Parliamentary Affairs*, 69 (2), 409-429.

につながっていることを示唆している。

これらは、シティズンシップ教育の経験が、自ら考えて行動を起こす後押しにつながっていることを示唆していると言えるだろう。

民主的な教育であるために

以上のように、シティズンシップ教育は政策の変遷や多くの論争を経つつ、教育現場では裁量の大きさを生かし柔軟に取り組みられてきたことがわかった。その背景には、コア科目以外のナショナル・カリキュラムの記述が簡潔で、検定教科書もないというイギリスの事情がある。シティズンシップ教育の柔軟な実践を可能としているが、裏を返せば、学校や教員ごとにその内容や取り組みの姿勢に大きな幅があることを意味している。

一方、大規模調査からは、シティズンシップ教育が幅広い政治的・市民的参加の促進にそれなりの効果を上げていることも明らかになった。研究調査のエビデンスが教育政策に反映されるイングランドにおいて、政権交代後もシティズンシップ教育が取り組まれ続けた理由の一つとして、こうした肯定的な調査結果が示されてきたことが挙げられる。

保守的展開後のシティズンシップ教育は、ともすれば愛国心の押し付けや多様性への不寛容へとつながりかねない性格を帯びていた。しかし、少数派の子どもを排除しないシティズンシップ教育の実践が試みられ続けられた背景には、不寛容を寛容に、狭隘な愛国心を多文化主義へと転換してきた教育現場の努力があった。これは、日本における実践を考える場合にも示唆的であろう。

日本の「主権者教育」は、イングランドのシティズンシップ教育を少なからず参考にしてきた側面がある。シティズンシップ教育がすべての子どもが民主主義の担い手となることを目指して取り組まれてきたことを忘れてはならないだろう。

若い有権者の政治・選挙に関する意識調査

当協会では、18歳から29歳の若年層を対象に、平時の政治や選挙に対する考え等を尋ねる調査を実施しました。調査設計等は以下のとおりです。今号では調査結果の一部をご紹介します。

○調査設計

調査対象：満18歳以上29歳以下の男女

調査方法：郵送調査法

標本数：3,150

調査時期：令和3年11月11日～12月9日

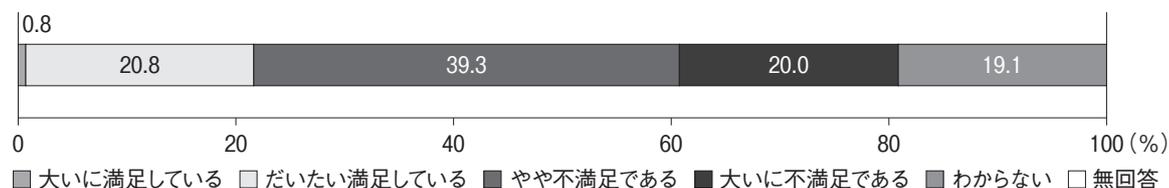
抽出方法：層化2段無作為抽出法

回収数(率)：1,245(39.5%)

○主な調査結果

「あなたは現在の政治に対してどの程度満足していますか」

全体

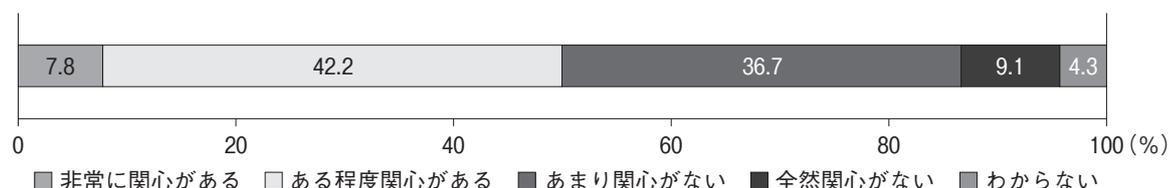


年齢別

| 年齢 | 大いに満足している | だいたい満足している | やや不満足である | 大いに不満足である | わからない | 無回答 |
|--------|-----------|------------|----------|-----------|-------|------|
| 18-19歳 | 1.8% | 24.7% | 36.7% | 15.7% | 21.1% | |
| 20-24歳 | 1.0% | 24.2% | 35.4% | 17.0% | 22.2% | 0.2% |
| 25-29歳 | 0.4% | 16.6% | 43.4% | 24.0% | 15.7% | |

「あなたは国や地方の政治にどの程度関心がありますか」

全体

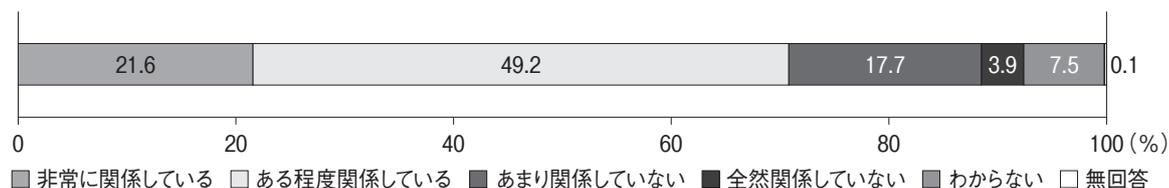


年齢別

| 年齢 | 非常に関心がある | ある程度関心がある | あまり関心がない | 全然関心がない | わからない |
|--------|----------|-----------|----------|---------|-------|
| 18-19歳 | 6.6% | 44.0% | 34.9% | 9.0% | 5.4% |
| 20-24歳 | 7.9% | 38.8% | 39.2% | 9.7% | 4.4% |
| 25-29歳 | 7.9% | 44.5% | 35.1% | 8.6% | 3.8% |

「あなたは自分自身の生活と政治とはどの程度関係しているとお考えですか」

全体



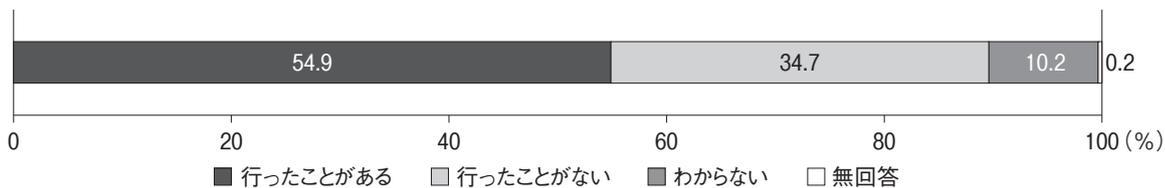
年齢別

| | 非常に関係している | ある程度関係している | あまり関係していない | 全然関係していない | わからない | 無回答 |
|--------|-----------|------------|------------|-----------|-------|------|
| 18-19歳 | 20.5% | 54.2% | 14.5% | 4.2% | 6.6% | |
| 20-24歳 | 21.6% | 47.9% | 17.8% | 2.4% | 10.1% | 0.2% |
| 25-29歳 | 21.8% | 49.0% | 18.7% | 5.0% | 5.4% | |

「あなたは選挙での投票について、次の中のどれに近い考えをお持ちですか」

| | 投票することは、国民の義務である | 投票することは、国民の権利であるが、棄権すべきではない | 投票する、しないは個人の自由である | わからない |
|--------|------------------|-----------------------------|-------------------|-------|
| 全体 | 16.8% | 28.6% | 51.9% | 2.7% |
| 18-19歳 | 17.5% | 36.1% | 45.2% | 1.2% |
| 20-24歳 | 15.6% | 29.5% | 51.9% | 3.0% |
| 25-29歳 | 17.8% | 25.8% | 53.5% | 2.9% |

「あなたは子どものころ、親御さんと投票所に行ったことがありますか」

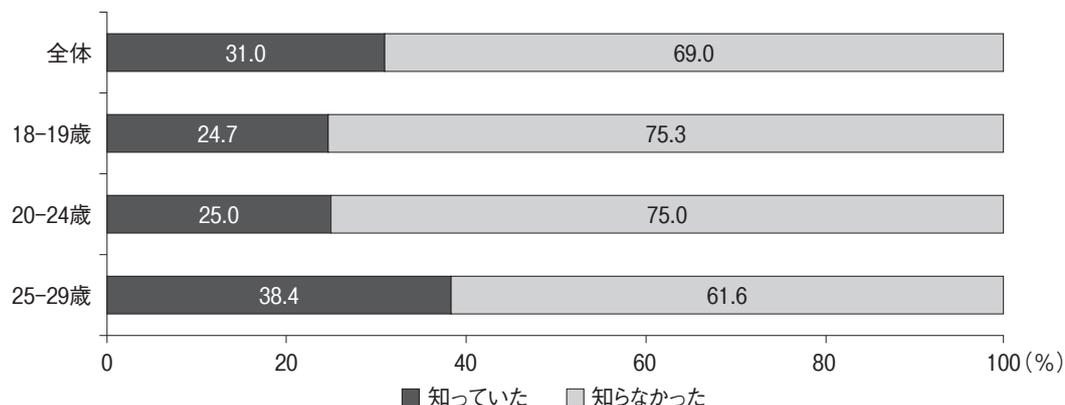


「親御さんと投票所に行ったことがありますか」×「あなたは国や地方の政治にどの程度関心がありますか」

(親御さんと投票所に行ったことがある人、ない人それぞれの、政治への関心度を示しています。)

| | 非常に関心がある | ある程度関心がある | あまり関心がない | 全然関心がない | わからない |
|----------|----------|-----------|----------|---------|-------|
| 行ったことがある | 9.6% | 45.1% | 34.0% | 6.9% | 4.4% |
| 行ったことはない | 5.6% | 37.3% | 41.0% | 12.1% | 4.0% |
| わからない | 5.6% | 42.1% | 37.3% | 10.3% | 4.8% |

「現在住んでいる市区町村で投票するには、住民票を移してから3か月以上住んでいなければなりません。このことをご存知でしたか」





スイス連邦議会(上下院議員246人により構成)は2021年12月、新大統領にイグナツィオ・カシス氏(副大統領兼外相)を、新副大統領にはアラン・ベルセ氏(内相)を選出した。

スイスは、20の州(カントン)と6の準州*によって構成される連邦共和国である。今回はスイスの政治システムについて紹介する。

大統領…大統領の任期は1年で、国のトップが毎年替わるのは世界的にも稀である。権力の一極集中を防ぐための措置と言われている。

大統領は「連邦参事会」(内閣、後述)のメンバーから選出されるが、通常は副大統領が就任する。副大統領は大統領を代行する役職で、翌年には大統領に選出されることが通常である。大統領・副大統領は毎年、閣僚の中で持ち回りとされ、閣僚兼任のまま就任する。

大統領は国家元首でも行政(政府)のトップでもない。連邦参事会全体が集団的な国家元首であり、大統領は連邦参事の「同輩中の首席」とされている。

大統領は、閣僚会議の議長を務め、連邦参事会を招集できない場合は代わりに決定を下す権利を持つ。しかし、多くの役割は儀礼的なものである。

連邦参事会…連邦参事会は7人により構成されており、それぞれ各省の大臣を務め内閣を構成する閣僚である。行政の権力は7人の閣僚に帰属している。現在、与党の4大政党(国民党、社会民主党、自由(急進)民主党、キリスト教民主党)が内閣を構成しており、閣僚には、キリスト教民主党が1名、他の3党が2名ずつ選出されている。

連邦議会が連邦参事を選出する。ほとんどの場合、連邦議会議員の中から連邦参事が選ばれる。

このようにスイスは議院内閣制を採用しており、国民は大統領・閣僚の選挙権を持たない。

連邦議会…連邦議会は二院制で、国民代表の国民議会(下院、200議席)と州代表の全州議会(上院、46議席)で構成される。国民議会は国民を代表し、全州議会は州を代表する。連邦議会の選挙は4年ごとに行われ、最近では2019年10月に総選挙(両院)が実施され、特に下院では「緑の党」などの環境政党が躍進した。

国民議会は各州(準州を含む)の人口に比例した数

の議員が、非拘束名簿式比例代表制により選出される。議会の構成は、連立する上記の与党4党が議席の大半を占めており、政情は安定している。

全州議会議員は各州から2人(ただし準州では1人)が選出される。

両院には、上下関係も決定における優位性も存在しない。両院は平等

に法案を協議し、行政を監督する。両院の承認を得ない限り、法案が成立することはない。また、大統領や閣僚等を選出する際には連邦議会が開かれ、両院合同による指名(新任の場合)または信任(再任の場合)の投票で決められる。

直接民主制…スイス国民は、連邦議会の決議を覆したり(レファレンダム)、立法を発議したり(イニシアティブ)することができる。

レファレンダム(国民投票制度)は、連邦レベルでは年4回実施されている。連邦議会が可決したすべての憲法改正と国際機関への加盟については、義務的レファレンダムとして自動的に国民投票に付される。また、連邦議会が可決した法律に関しては、90日以内に有権者5万人以上の署名が集まるか、連邦を構成する8以上の州が要求すれば、任意のレファレンダムとして投票に付される。

国民投票案件は年10件前後ある。テーマは様々で、例えば2020年9月に行われた5件は、①EUとスイスの間で締結されている人の移動の自由協定の破棄、②戦闘機の購入、③父親の育児休業の導入、④子育て世帯への減税、⑤狩猟法改正、と多種多様だった。結果は②③が可決、①④⑤は否決。特に②は8,670票の僅差での可決であった。

憲法の改正や法律の制定改廃を住民が請求するイニシアティブ(国民発議権)も、直接民主制にとって重要な制度である。連邦レベルでは連邦憲法だけが対象となり、18カ月以内に有権者10万人以上の署名が集まればイニシアティブが成立し、レファレンダムに付される。

政党別議席数(2019年総選挙時)

| | 下院(200) | 上院(46) |
|----------|---------|--------|
| 国民党 | 53 | 6 |
| 社会民主党 | 39 | 9 |
| 自由民主党 | 29 | 12 |
| キリスト教民主党 | 25 | 13 |
| 緑の党 | 28 | 5 |
| その他 | 26 | 1 |

■新有権者向け啓発年賀状

各務原市選管(岐阜県)は、毎年、市内在住の新たに有権者になる学年(現高校2年生)に当たる方に、啓発のための年賀状を送付しています。今年も約1,500人に配布しました。

年賀状の図案は、かかみがはら若者選挙サポーター「めぐる」が、平成28年から市選管より依頼を受け、作成しています。

今年の図案は、昨年11月に開催される予定であった大学の学園祭での模擬投票の結果を反映させる予定でしたが、コロナ禍のため学園祭が中止になってしまったので、11、12月の定例会で図案を決めることとしました。

作成に当たり、キャッチコピーの作成から取り掛かり、スマホのアプリLine上でメンバー同士アイデアを出しあい、定例会で改めて話し合い、多数決により決めました。

その後、キャッチコピーからイメージされる図



啓発年賀状

案を各メンバーが持ち寄り、最終的に絵を描くことが得意なメンバーが仕上げました。

例年になくオリジナリティが高く、明るい選挙にふさわしい前向きなイメージの年賀状を作成することができたと、メンバー、市選管とも満足しています。

■「成人のつどい」における選挙啓発講話

福井市選管・明推協は、市内の各公民館が主催する「成人のつどい」に出向いて、選挙についての講話や啓発グッズの配布を平成23年から実施しています。今年は1月8日から10日の間に4カ所で講話を、42カ所で啓発グッズの配布を行いました。

「成人のつどい」は市が行う成人式とは別に、地域の新成人を集めて行うイベントで、各公民館において趣向が異なり、料理を振る舞うところもあれば、恩師の先生を囲んで同窓会的な催しとするなど様々です。

事前に市選管が各公民館に対して、講話や啓発グッズの配布が可能か、アンケートを通じて打診したうえで実施しています。

開催日も規模も異なるため、選管職員だけではなく、明推協会長、副会長も参加し、会の冒頭などで選挙の大切さや投票参加などを呼び掛けています。

■大学生に対する選挙啓発出前授業

香川県選管・明推協は、香川大学の学生を対象とした選挙啓発出前授業を、平成17年から継続して実施しています。

12月14日に教育学部の2～4年生約30人に、12月23日には同じく教育学部の2～4年生および大学院生約100人に対して行いました。

授業は政治や選挙についての講義を行った上で、総務省作成の主権者教育参加型教材を一部使用したほか、模擬投票や「なぜ投票率は上がらないのか」などのディスカッションを行いました。

今回、教育学部で授業を行うに当たっては、受講者が将来教師となった際の授業づくりの参考になることも狙いとしており、模擬投票など通常の授業形態ではない手法を取り入れること、また選管職員など外部講師を起用することなどを提案するとともに、体験してもらいました。



協会からのお知らせ

■明るい選挙推進サポート企業制度

明るい選挙推進運動は、第2次世界大戦後の民主的な選挙の黎明期において、実業界、言論界などで提唱され、国民運動としてスタートしました。この歴史を踏まえ、また各企業におかれては多くの社員(有権者)を抱えておられることに着目し、協会では明るい選挙推進サポート企業制度を設けています。社会貢献活動の一環として、支援をご検討ください。サポート企業に対しては、当誌Votersや寄附禁止周知などの啓発資料を提供するとともに、社員研修などでの主権者教育に関する講演を実施します(交通費実費負担)。

明るい選挙推進サポート会費のお願い

協会は、フォーラム開催、資料作成、意識調査などを実施していますが、明るい選挙推進協議会による会費、趣旨をご理解いただいている団体からの助成金などで運営されています。活動にご理解いただきますとともに、サポート企業制度の安定的な実施のため、サポート会費(一口10万円以上)による支援をお願いしています。

寄附に対する税制上の優遇措置

サポート会費は特定公益増進法人に対する寄附として、優遇措置が適用されます(法人税法第37条第4項)。一般寄附金の損金算入限度額①に加えて、特別損金算入限度額②が設けられ、①と②の合計額が限度額となり、寄附金合計額とのいずれか少ない額が損金に算入されます。

- ①(資本金等の額×当期の月数/12×2.5/1,000+所得金額×2.5/100)×1/4
- ②(資本金等の額×当期の月数/12×3.75/1,000+所得金額×6.25/100)×1/2

サポート企業として登録いただいている団体

- ・株式会社日本選挙センター(東京都千代田区)
選挙事務に関わる商品のトータルサポート
- ・株式会社ムサン(東京都中央区)
名刺・カードプリント、金融汎用と選挙のシステム機材の開発製造ほか
- ・株式会社ジック(横浜市)
各種調査研究・交通事故損害調査業務、生命保険・損害保険代理店業務
- ・株式会社新みらい(茨城県つくばみらい市)
土木・建築・耐震補強工事、技術開発
- ・株式会社青森三春漬物工場(青森県青森市)
漬物製造・販売
- ・医療法人健佑会(茨城県つくば市)
整形外科・リハビリを中心とした病院、老人保健施設、居宅介護支援
- ・社会福祉法人康済会(岩手県雫石町)
生活介護、施設入所支援、訪問看護、短期入所、デイサービス
- ・株式会社アクス(横浜市)
自動車事故損害調査、行政等を対象とする調査研究

明るい選挙啓発ポスターコンクール 令和3年度全国優秀作品集

令和3年度の明るい選挙ポスターコンクールの大臣賞、会長賞を収録した作品集を作成し、全国の選挙管理委員会及び応募いただいた学校にお送りしました。新規の応募校開拓のための案内資料として活用されるなど広く御利用ください。

なお、ポスターコンクールは令和4年度も実施することとしており、募集要項を掲載したパンフレットは希望した団体に4月に送付する予定です。

表紙ポスターの紹介 明るい選挙啓発ポスターコンクール 文部科学大臣・総務大臣賞(令和3年度)

川村 奏菜さん 東京都中野区立白桜小学校3年

評 平田 朝一 文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官

真ん中の子供が高く持ち上げている投票用紙が光っています。周囲には若者から老年寄りまで、様々な年齢の方が描かれており、人々の周りは黄色などの色で塗られ、光っているかのようです。投票が明るい未来につながっていくことが伝わってきます。

編集後記 昨年の衆院選の最中、ある高校で行われた実際の選挙(首長選挙)を題材とした模擬選挙がニュースに取り上げられていました。実際の選挙を扱ったことが目玉として報じられていましたが、いつの日か模擬選挙と言えば、「現実政治も学べる取り組み」となることを期待したいです。



編集・発行 ●公益財団法人 明るい選挙推進協会

〒102-0082 東京都千代田区一番町13-3 ラウンドクロス一番町7階 TEL03-6380-9891 FAX03-5215-6780
〈ホームページ〉<http://www.akaruisenkyo.or.jp/> 〈Twitter〉<https://twitter.com/Akaruisenkyo>
〈メールアドレス〉info@akaruisenkyo.or.jp

編集協力 ●株式会社 公職研

贈らない 求めない 受け取らない



～政治家の寄附禁止～

政治家(候補者、立候補予定者、現に公職にある者)と

私たち有権者とのつながりはとても大切です。

しかし、金銭や品物でそれが左右されるのでは、いつまでたっても
明るい選挙、お金のかからない選挙に近づくことはできません。

寄附とは

寄附とは、金銭、物品などの供与またはその約束で、党費や
会費、町内会費など規約に定められたものや、物を買ったと
きの代金の支払いなどの債務の履行以外のものを言います。

政治家の寄附禁止とは

政治家(候補者、立候補予定者、現に公職にある者)が、選
挙期間中に限らず、選挙区内にある者に対して寄附をするこ
とは、名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されてい
ます。

※政党その他の政治団体や親族(6親等以内の血族及び3親等以内の姻族)に対
するもの、政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償(食事・食料
の提供を除く)は、禁止の対象から除かれます。

政治家が役職員または構成員となっている会社や団体が、選
挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が
類推されるような形で寄附することも禁止されています。

政治家の後援会が、選挙区内にある者に対して行う寄附も、
同様に禁止されています。

有権者が政治家に対し、寄附を求めることも禁止されています。

イベント関係

お祭りやスポーツ大会への
寄附や差し入れも

寄附に当たり禁止されています。



行く予定のないイベントのチケットを
購入することも寄附に当たり禁止されています。



忘年会や新年会などの会合に、予め決められた会費を支払うことは問
題ありません。会費が設定されていない場合、実費を支払うことは可
能ですが、見込み額を払うのは寄附に当たり禁止されています。

『時候のあいさつ』などにも制限があります。

政治家が選挙区内にある者に年賀状(喪中による欠礼状も含む)や暑中見舞、クリスマスカードなどの時候のあいさつ状(電
報・ファックスも含む)を出すのは、答礼のための自筆によるもの※以外
は禁止されています。また、政治家や後援団体が選挙区内にある者
に対し、慶弔(年賀や暑中・寒中や人の死亡など)や激励(地元高校の
野球部への激励など)、支援への

こんなことが 寄附に当たるので注意しましょう!

冠婚葬祭

葬式への花輪や供花は
寄附に当たり禁止されています。



政治家から選挙区内にある者への祝儀や香典も寄附に当たりますが、
政治家本人が披露宴・葬式に出席して渡す
場合は、例外的に処罰の対象にはなりません。

秘書が代理で出席して渡す場合や、
事前・事後に届けるものは
寄附に当たり処罰の対象となります。



- 予め定められた披露宴の会費を支払うことはできますが、
見込み額を支払うことは寄附に当たります。
- 祝電や弔電は寄附に当たりません。
- お布施について、読経など役務の対価と認められるものは
寄附に当たりません。
- 香典返しについて、その地域で社会習慣として定着している場合、
もらった額の半額程度であれば寄附に当たりません。

贈答品やお祝い、お見舞いなど

お歳暮やお中元、
入学・卒業祝い、出産祝い、
開店祝いの花輪、
旅行への饂飩、
バレンタインデーやホワイトデー
など、慣習として行われているものも
寄附に当たり禁止されています。



病気や怪我に対するお見舞いも
寄附に当たり禁止されています。

その他

- 被災地支援であっても、政治家が自身の選挙区内の自治会等が
行う募金に応じることは寄附に当たり禁止されています。
- 政治家が自身の選挙区内で行われるバザーに物品を
提供することも寄附に当たり禁止されています。
- 政治家が自らの報酬やボーナスの一部を返納すること
も寄附に当たり禁止されています。※減額には、報酬条列等の改正が必要になります。
- 政治家が自身の選挙区に対して「ふるさと納税」を行うこと
も寄附に当たり禁止されています。

感謝、災害見舞などを意図して、新聞・雑誌・テレビ・ラジ
オなどで有料広告(いわゆる名刺広告など)を出すと
処罰されます。このような広告を出すように
求めることも禁止されています。

※自筆をコピーしたもの、
署名のみ自書したもの、
代筆のものは自筆には
当たりません。





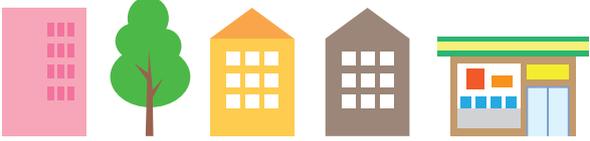
宝くじ桜



一輪車



ドリームジャンボ
絵本



宝くじは、



図書館や動物園、学校や公園の整備をはじめ、少子高齢化対策や災害に強い街づくりまで、さまざまなかたちでみなさまの豊かな暮らしに役立っています。



救急普及啓発
広報車



遊具



移動採血車



青色回転灯
パトロール車



下水道啓発
パンフレット



自然公園案内
映像展示設備



一般財団法人日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。